額をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）

i　農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅱ

G＝17.65×｛（l－k）／k｝×（1／5）＋1.37

｛（l－k）／k｝×（1／5）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

k　工業統計調査規則によつて公表された平成22年及び平成24年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成27年における製造品出荷額並びに工業統計調査規則によつて公表された平成28年及び平成29年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅲ

H＝12.66×｛（n－m）／m｝×（1／4）＋0.88

｛（n－m）／m｝×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

m　経済センサス活動調査規則により平成24年2月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

n　経済センサス活動調査規則により平成28年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

算式Ⅳ

I＝｛133.33×（p－o）×（1／5）＋1.48｝＋（15.50×p－9.52）

額をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）

l　農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅱ

H＝15.41×｛（n－m）／m｝×（1／4）＋1.41

｛（n－m）／m｝×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

m　工業統計調査規則によつて公表された平成22年及び平成24年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

n　工業統計調査規則によつて公表された平成26年及び平成28年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成27年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅲ

I＝12.66×｛（p－o）／o｝×（1／4）＋0.88

｛（p－o）／o｝×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

o　経済センサス活動調査規則により平成24年2月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

p　経済センサス活動調査規則により平成28年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

J　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

算式Ⅳ

J＝｛133.33×（r－q）×（1／5）＋1.48｝＋（15.50×r－9.52）